

島労基発0807第1号

令和8年8月7日

関係者各位

島根労働局労働基準部長



熱中症予防対策の強化について（要請）

平素より、熱中症をはじめとする労働災害等の防止に当たっては、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症対策については、近年の気候変動の影響から夏期において気温の高い日が続く中、喫緊の課題となっていますが、先般、当局管内において、屋外作業中の作業員が作業中に意識を失い死亡する災害が発生し、詳細については調査中ですが、熱中症が疑われているところです。

こうした中、厚生労働省においては、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう改正労働安全衛生規則を令和7年6月1日から施行しています。

また、業種・業態や作業場所による制約条件等により作業内容が異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめた「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」を令和8年3月18日から適用しているところです。

つきましては、熱中症予防対策の強化につきまして、今一度、関係者に対しまして、周知徹底いただきますようお願いいたします。